

平成二十二年十月二十六日受領
答 弁 第 五 七 号

内閣衆質一七六第五七号

平成二十二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁による報道機関への情報の漏洩等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出檢察庁による報道機関への情報の漏洩等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の報道も含め、報道機関各社は、取材活動に基づいて得た様々な情報を、各社の判断において記事にしているものと承知しているが、各社の判断の根拠も承知していない以上、答弁することは差し控える。

三について

個別具体的な事件における檢察当局の報道機関への対応については、捜査の内容等にもかかわる事柄であるので、答弁することは差し控える。

四及び五について

お尋ねの「檢察当局が特定の事件について関係箇所を搜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じさせるおそれがある取材や報道等がなされた」事例の詳細についてお答えすることは、個別具体的な事件における公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、答弁することは差し控える。